

ギフトカード購入サービス特約

第1条 サービスの内容

- 1.本サービスは、JCB企業間決済サービス特約にて定めるカードの利用の範囲をJCBギフトカード（以下「ギフトカード」という。）および紙箱（以下「箱」といい、ギフトカードと箱を併せて「ギフトカード等」という。）の購入に限定したサービスで、法人会員はカードレス会員となります。
- 2.本サービスは、会員規約（大型法人用）「ショッピングの利用」の定めにかかわらず、JCBでのみ利用できるものとします。

第2条 ギフトカード等の購入方法

- 1.会員が購入することができるギフトカードの券種は、JCBが発行する全ての券種とし、会員に対する販売価格は、ギフトカードについては券面金額、箱についてはJCB所定の金額とします。
- 2.会員は、JCB所定の「JCBギフトカード購入申込書兼FAX送信票」（以下「申込書」という。）に会員番号その他必要事項を記入し、法人印または個人事業主の場合は代表者印を申込書へ捺印のうえ、JCBに対して申込書を送付（FAXを含む。）することにより、ギフトカード等の購入を申し込むものとします。（ただし、申込書に錯誤、遺漏等があった場合、JCBは会員に確認のうえ必要事項を補足することができるものとします。）
- 3.JCBは、前項の申し込みに対して承諾をした場合、会員から申込書を受領した日より原則として7日以内に、ギフトカード等を会員の指定する場所へ発送します。発送費用については、会員の負担とし、ギフトカード等の購入代金と同様の方法により支払うものとします。
- 4.会員は、ギフトカード等の購入代金を会員規約「約定支払日とお支払い方法」に定める方法により支払うものとします。なお、代金の支払いがなされるまでの間、ギフトカード等の所有権はJCBに留保されるものとし、会員はJCBのためにギフトカード等を善良なる管理者の注意義務をもって保管するものとします。

第3条 本特約の優越

本特約の内容と会員規約の内容が相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。また、本特約で使用する用語の定義は、特に定めのない限り会員規約に準じるものとします。

(TK590200・20060202)